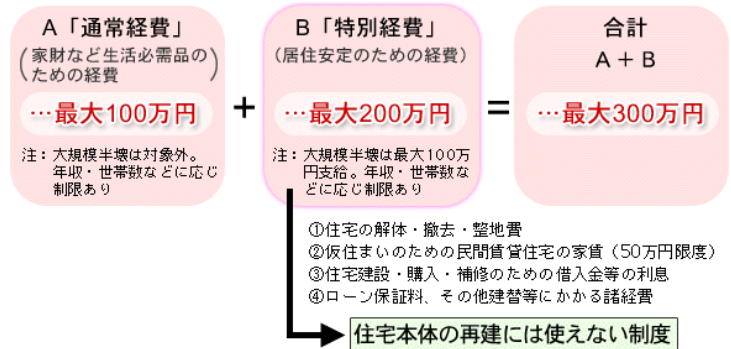


民主党議員立法「被災者生活再建支援法一部改正案」について

- ◎ 自然災害による被災者が被害から回復するためには、生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人のレベルにおける再建だけではなく、地域コミュニティの「復興」の見地からも重要。
- ◎ しかしながら、現行の「被災者生活再建支援法」では、住宅再建支援制度に関連する「特別経費」について、対象がローン関係経費やガレキ撤去費などいわゆる周辺部分のみに使途が限定され、住宅本体部分にかかる再建支援とはなっていない。

現行の「被災者生活再建支援法」における支援金の概要



⇒ 被災者が真に望むのは住宅本体の再建。～支援金の支給対象範囲に、住宅本体の再建費用を含める法改正が必要。

民主党提出「被災者生活再建支援法一部改正案」のポイント

①対象経費の拡充

従来「居住安定経費」とされていたものについて、対象を住宅の建築費・購入費・補修費まで拡大。→住宅本体の再建が可能に

②支給要件の緩和

年収800万円以下世帯にまで緩和（従来は原則として年収500万円以下世帯）

③支給限度額の拡大

最大500万円を支給（従来は最大300万円）※全壊世帯の場合

④被災世帯の範囲の見直し

全壊・大規模半壊世帯に加え、半壊世帯も対象に追加。

⑤今年1月1日以降の自然災害から遡及適用

能登半島地震（3月25日）、新潟県中越沖地震（7月16日）にも適用。